



鳥労基発0424第1号
平成30年4月24日

各 団 体 の 長 殿

鳥取労働局労働基準部長
(契印省略)

蛇紋岩等の取扱作業に伴う石綿粉じん等に係る留意点について

労働衛生行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

蛇紋岩は、基礎工事や石垣用等の石材や砕骨材等として、国内で年間2万6千トン（平成27年資源エネルギー庁鉱物資源課調べ）が採石されていますが、その成分として、クリソタイルやトレモライト等を含むことがあります。これらは、繊維状を呈していない場合は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）上規制されている石綿ではありませんが、各種取扱い作業等によって繊維状を呈すると、同法において製造等が禁止されている石綿となります。

クリソタイルやトレモライト等を含んでいる岩石（これらの成分が繊維状を呈していないもの）を、石材や砕骨材等として利用することは労働安全衛生法上の問題はありませんが、採石業や造園業等において、これらの破碎等の作業を行う場合には、クリソタイルやトレモライト等が繊維状を呈し、石綿の粉じんが生じることがあります。

しかしながら、今般、厚生労働省が蛇紋岩を取り扱う可能性がある関係事業主団体からヒアリング等を行ったところ、岩石の破碎等を行う事業者等においては、それに伴って石綿の粉じんが発生するおそれがあることが、必ずしも十分に認識されていないことが分かりました。

このため、貴会におかれては、下記の留意点について御了知いただくとともに、傘下の会員はじめ関係事業者に対する注意喚起をいただくようお願いいたします。

記

- 1 蛇紋岩は、その成分としてクリソタイルやトレモライト等（※）を含むことがあり、蛇紋岩の破碎、粉碎、裁断、研磨等（以下「破碎等」という。）に伴いそれらが繊維状を呈し、労働安全衛生法において製造等が禁止されている石綿の粉じんが発散する場合があること。

なお、塊状の岩石がクリソタイルやトレモライト等を含有していても、



らが繊維状を呈していなければ同法上規制されている石綿ではないため、同法に基づく製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造等」という。）の禁止対象には該当しないこと。

（※）蛇紋岩以外の岩石等で、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト又はトレモライトを含むものも、以下同様であること。

- 2 岩石の破碎等に伴い石綿の粉じんが生じる場合であっても、当該粉じんを使用等せずに廃棄するのであれば、労働安全衛生法上禁止されている製造等には該当しないが、岩石の破碎等の作業は、粉じんに石綿が含まれるか否かを問わず、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。）に定める粉じん作業に該当するため、事業者は、労働者の健康確保の観点から、粉じん則に基づく措置を講じなければならないこと。また、粉じん作業に係る業務に従事していた労働者の離職の際等には、じん肺健康管理手帳制度の周知を行うこと。

なお、こうした破碎等を屋内で行う場合は、粉じん則に基づき作業環境測定を実施するとともに、局所排気装置の設置等の措置を講じる必要があることに留意すること。加えて、粉じん則に基づき労働者に呼吸用保護具を使用させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具が望ましいこと。

- 3 蛇紋岩及び上記※の岩石等について、石材等の加工を行っている事業者に譲渡（販売）等を行うときは、当該譲渡先等に対しても、上記1及び2の内容を周知いただきたいこと。

- 4 石綿対策や粉じん対策に関しては、厚生労働省ホームページなどで様々な情報を提供しているので、御不明な点があれば最寄りの労働基準監督署に御相談いただきたいこと。

【厚生労働省ホームページ アスベスト（石綿）情報】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/

【（独）労働者健康安全機構ホームページ アスベスト関連疾患・石綿対策や粉じん対策】

<http://www.research.johas.go.jp/asbesto/index.html>

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

関係法令（抄）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

第 55 条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）

第 16 条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

（略）

四 石綿

（略）

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）

注：下記の「粉じん作業」に該当する場合には、粉じん則の各条に基づき、作業環境の測定や局所排気装置の設置等が必要になります。

第 2 条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 粉じん作業 別表第一に掲げる作業のいずれかに該当するものをいう。ただし、当該作業場における粉じんの発散の程度及び作業の工程その他からみて、この省令に規定する措置を講ずる必要がないと当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）が認定した作業を除く。

別表第一（第 2 条、第 3 条関係）

注：岩石の破碎等に関連する主な作業を抜粋しています。詳しくは別表第一の全文をご参照願います。

六 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第十三号に掲げる作業を除く。）。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。

七 研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）。

八 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業（第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。）。ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける場所における作業を除く。